

# 羽田博樹税理士事務所通信



(はたひろき)

令和7年3号 vol.125



今年の確定申告の時期もいよいよ大詰め。お客様にもご協力いただきながら、かなりの前倒してお仕事を進めてきたものの、やはり、ぎりぎりになり様々なご相談があり、緊張感に満ちた日々を送っています。

そんな中で、今年もJリーグが開幕！

“愛する”松本山雅”はなんと、J3で4年目のシーズンも迎えました。昨年の12月、あと3分踏ん張ればJ2復帰という中で悲劇。あの悔しさを晴らすために、今シーズンもチームをサポートします。

## ”走る税理士”が教える今月の税務・会計・法務マメ知識



暗号資産であるビットコインの高騰により、多額の含み益が出ているケースがあるようです。今回は、暗号資産を保有する個人の方の確定申告について、ご紹介します。

### ”暗号資産取引における申告手続きの留意点とは？”

暗号資産は保有しているだけでは、ステーキング(暗号資産の保有により報酬を得ること)などの例外を除き、課税されることはありません。暗号資産は、売却・使用・交換等で、利益が実現することで課税されます。

個人の方が、暗号資産の確定申告をするにあたり、大きく分けて3つの作業が必要になります。

#### ①「暗号資産の取引状況の確認」

暗号資産取引の利益を算定するために、取得価額や売却価額をは把握する必要があります。国内の交換業者を通じた取引では、発行される年間取引報告書で把握が可能。国外の交換業者などでは、口座の入出金状況などから把握します。

#### ②「所得区分の判定」

所得が「雑所得」、「事業所得」のどちらになるのか判定が必要です。目安は、収入金額が300万円を超え、取引にかかる帳簿書類の保存があれば、「事業所得」になります。(事業所得になると、他の所得との損益通算が可能)

ただ、これはあくまでも目安で、判断が難しいポイントになります。

#### ③「必要経費の控除」

取引に直接必要は支出(取引手数料や回線手数料など)を把握します。

## 「今月の本の紹介」

「ひまわり」

(新川 帆立 著・幻冬舎)

元気いっぱい商社で世界を飛び回っていた女性が、ある日事故に逢い、頸髄を損傷し、四肢麻痺に。

リハビリを続けるも復職の夢は潰え、一念発起して弁護士を目指す小説です。

鉛筆も握れず、六法全書も開けない彼女が、多くの障害を乗り越えながら、司法試験に立ち向かっていく姿に、人間としての魂の力を感じることができ、読後、とても清々しい気持ちになりました。落涙必至です。

## 「気まぐれ簡単レシピ」

<ゆり根のガーリック炒め>

- ・ゆり根 1個 →はがす
- ・ニンク ひとかけ →みじん切り
- ・オリーブオイル 大1
- ・塩、粗挽き黒コショウ 適量

- ①フライパンにオイルを熱して、ニンクを炒める。
- ②香りが出たらゆり根を入れ、弱火でじっくり炒める。
- ③塩、コショウで味付けをする。

【調理師ハタモン】

(連絡先)

TEL 092-791-4296

E-MAIL hata-tax@tkcnf.or.jp

FAX 092-791-4298

〒810-0074 福岡市中央区大手門3-5-10第2井原ビル301号 羽田博樹税理士事務所